	改	它内容案	75784	/±±
目次	ガイドライン	認定基準	改定理由	備考
第1編 ガイドライン策定の背景及び考え方				
(1)東京における子育て世帯を取り巻く状況	資料 3 - 2			
①少子化の現状				
②子育てと住環境の現状	を参照			
(2) ガイドラインの基本的考え方				
(3)ガイドラインの対象	●集合住宅だけでなく、戸建や戸建団地にも対応した内容であることに言及			
第2編 子育てに配慮した住宅のガイドライン				
I 子育てに配慮した住宅の立地として好ましい環境				
①子供の遊び場				
②保育、教育、医療施設等	●保育所の供給状況の変化、利用者側の二ーズの変化への対応について言及		1 社会状況の変化(その他)	
③生活利便施設等	●ネットでの買物で生活必需品の入手が完結するが、子供の社会教育的観点等での外の大切さについて言及		1 社会状況の変化(IoT等新技術)	
④活発な地域活動	●社会状況の変化によりその重要性の再認識と新たな地域活動の在り方が模索されて ることについて言及	●地域活動の例示にWEBの活用を追加	1 社会状況の変化(新たな日常)	
⑤災害に対する準備	●子育て世帯は災害時、避難弱者となる傾向にあることを踏まえ、立地状況の確認や 難経路の確認等の重要性について言及	● 別表 3 - 2 「防災対策」にて基準を設定	1 社会状況の変化(その他)	
Ⅱ 建物を整備する際の配慮事項				
1 住戸内				
(1) 基本性能等に関する配慮事項				
①段差解消				
②転落防止・落下物による危険防止	●子供の転落事故が続いていることなどを踏まえ、事故の原因となる家具配置への注喚起や、窓への転落防止措置を講じることについて追加言及 ●バルコニーに面する窓の開閉制御の文言調整	意 ●窓へ転落防止措置を講じることについて、 必須項目として新設 ●バルコニーに面する窓の開閉制御の文言調整	4 運用状況による見直し	
③シックハウス対策				
		●集合住宅における1居室2方向通風は困難なケースが多いため、基準削除	4 運用状況による見直し	
		●集合住宅の共用エントランスのインターホンを想定し文言調整	2 経年更新、基準化等	
	●サッシ防音基準の過年認定基準変更に伴い、記載内容調整	- (過年変更済み)	4 運用状況による見直し	
⑦抗菌、防カビ、抗ウイルス対応	●社会状況の変化により、その対策を講じることにより生活の安心繋がることについ 言及	て ●業界団体基準を満たした住設部品の採用を <mark>選択項目として新設</mark>	1 社会状況の変化(新たな日常)	SIAA:(一社)抗菌製品技術協議会
8住戸面積の確保				
(2) 単位空間別の配慮事項				
①玄関	_	●玄関ベビーカー置場について、運用対応としていたシューズクローゼット内可動棚対 応が可能であることについて追記、 新築を選択項目に変更	4 運用状況による見直し	
	●耐震仕様の玄関ドア採用の必要性について追加言及	●耐震仕様玄関ドア採用を <mark>選択項目として新設</mark>	1 社会状況の変化(防災)	JIS基準:A4402面内変形追従性規定D-3同等以上
	●洗面水栓について「サーモスタット式」を削除	- (過年変更済み) ● 既設定のレバー式水栓、温度調整対応の項目を選択項目に変更	5 錯誤・補記等	●こ トローない じけむやの西东について声光老明い合わせた粉
②洗面所・脱衣所	_	●シャワーヘッド付水栓の設置を <mark>選択項目として独立</mark>	4 運用状況による見直し	●シャワーヘッド付水栓の要否について事業者問い合わせ複数 り
	●衛生面への配慮、使いやすさから「タッチレス水栓の設置」を追記	●タッチレス水栓の設置を 選択項目として新設	1 社会状況の変化(新たな日常)	
	●暖房機器の後付けが可能となる措置として「コンセント設置」を追記	●暖房機器の後付けが可能となる措置として「コンセント設置」を追記	4 運用状況による見直し	
	●給湯器リモコンによる浴室からの呼び出し機能の有用性について追加言及	- (過年基準追加済み)	4 運用状況による見直し	
③浴室	-	●滑りにくい床材の採用について、 既存において選択項目に変更 ●手すり設置、呼び出しチャイム設置、サーモスタット式水栓の採用について、 新築に	4 運用状況による見直し	
		おいて選択項目に変更	4 運用状況による見直し	
④トイレ	_	●広さの確保、手すり設置について、 新築において選択項目に変更	4 運用状況による見直し	
	_	●既設定のレバー式水栓、温度調整対応の項目を 新築において選択項目に変更	4 運用状況による見直し	
	●衛生面への配慮、使いやすさから「タッチレス水栓の設置」を追記	●タッチレス水栓の設置を 選択項目として新設	1 社会状況の変化(新たな日常)	
⑤台所	●ガス漏れ検知器の設置について、更なる安全対策としての措置であることを補記	●ガス漏れ検知器の設置を既存基準から分割し、 <mark>選択項目として独立</mark>	2 経年更新、基準化等	●ガスコンロについては過年の法改正により一定の安全装置設 が義務化されているが、ガス事業者により更なる安全対策とし ガス漏れ検知器設置が推奨
	●ビルトイン食器洗い乾燥機設置の例示追加	- (過年基準追加済み)	2 経年更新、基準化等	
	●吊戸棚の耐震ラッチ設置の必要性について追加言及	● 吊戸棚の耐震ラッチ設置を 新築:必須項目、既存:選択項目として新設	1 社会状況の変化(防災)	

目次	改定区	内容案	改定理由	備考
日八	ガイドライン	認定基準	以 足 连田	V用·与
⑥建具	《開き戸》ベターリビングによる優良住宅部品認定基準に倣い記載を整理 ●戸先、吊元別の安全対策の整理 ・戸先:風の通り道に設置する扉にはドアクローザー等 ・吊元:子供が指を挟むおそれのある隙間を生じさせないか、その他の指挟み防止対策	 《開き戸》 ●戸先、吊元別の安全対策の整理案 ・戸先:風の通り道に設置する扉にはドアクローザー等 ・吊元:子供が指を挟むおそれのある隙間を生じさせないか、その他の指挟み防止対策 ●吊元の対策の困難性への対応案 ・現行の運用対応である以下取扱の認定基準への明記分譲:購入者へ後付け部品を引渡し賃貸:入居者の意向により後付け部品を設置 ●適用部位の整理案→部位ごとに必須項目と選択項目に分類 ・必須項目:居室入り口や主たる通路上の部位 ・選択項目:トイレ、洗面、収納等 	4 運用状況による見直し	ベターリビング優良住宅部品認定基準:内装ドア
	《折戸》ベターリビング基準と同内容に記載内容を更新 ●子供が指を挟むおそれのあるある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造	《折戸》ベターリビング基準と同内容に記載内容を更新 ●子供が指を挟むおそれのあるある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造	4 運用状況による見直し	ベターリビング優良住宅部品認定基準:内装ドア
		●スイッチ高さ、シャッター付きコンセントについて、 新築において選択項目に変更	4 運用状況による見直し	
⑦居室		●出隅面取り、家具転倒防止措置について、費用対効果やその有効性から、 新築、既存とも選択項目に変更	4 運用状況による見直し	
	●クッション性のある床材の採用について追加言及	- (過年基準追加済み)	4 運用状況による見直し	
®パリレコニー				
⑨住戸内通路及び出入口	-	●通路幅員、出入口幅員について、 新築において選択項目に変更	4 運用状況による見直し	
⑩住戸内階段				
⑪テレワークスペース	●社会状況の変化により、テレワークスペースを設置することの有用性について追加言及	●必要なスペース、設備を備えることを要件として、 <mark>選択項目として追加</mark>	1 社会状況の変化(新たな日常)	
2 共用スペース				
(1) 基本性能等に関する配慮事項				
③ 衝突防止	●共用部等の大面積ガラス面への衝突防止措置を講じることについて追加言及	●共用部の大面積透明ガラス面への衝突防止措置を、必須項目として追加●避難経路上の建具の取っ手を子供でも開閉がしやすい形状とすることを、新築:必須	3 他自治体基準参照	
④避難経路における安全対策	●避難経路上の建具の取っ手を子供でも開閉がしやすい形状とすることを追加言及	項目、既存:選択項目として追加	3 他自治体基準参照	
⑤敷地内通行の安全確保	●敷地内の歩車道線分離について追加言及	●敷地内の歩車道線分離について、 選択項目として追加	3 他自治体基準参照	
⑥防犯対策	●敷地内の防犯カメラ設置について追加言及	●敷地内の防犯カメラ設置について、 選択項目として追加	3 他自治体基準参照	
⑦防災対策	●災害時、救援物資が到着するまでの間の生活継続のための設備設置や防災訓練等のソフト面の取組の必要性について追加言及●水害対策における留意事項について追加言及	●東京都 L C P 住宅の登録や防災備蓄倉庫棟の設備等設置を、選択項目として追加●水害対策(受変電設備の上階設置、止水版・防水扉等)を、選択項目として追加	1 社会状況の変化(防災)	
⑧省工ネ、再工ネ対策		●東京ゼロエミ住宅認証、ZEH認証の取得やPV設置、蓄電設備の設置等を、 <mark>選択項目として追加</mark>	1 社会状況の変化(環境)	
(2) 単位空間別の配慮事項				
①アプローチ・共用廊下				
	●地震時の安全対策を講じることについて追加言及	●地震時安全対策設備設置について、必須項目として追加(既存は選択項目に修正)	1 社会状況の変化(防災)	
②エレベーター	●社会状況の変化に対応し、非接触型の設備を導入することが安心に繋がることについて追加言及	●非接触型設備の導入について、 選択項目として追加	1 社会状況の変化(新たな日常)	
③共用階段				
	●子供の救急時への備えとしてAEDと設置することについて追加言及	●子供用AEDの設置について、 選択項目として追加	3 他自治体基準参照	
 ⑤危険個所等への進入防止				
<u> </u>				
⑦自転車置場	●子供乗せ自転車の仕様一般化(タイヤ幅広)により、その留意事項について追記	_	2 経年更新、基準化等	
®ワーキングスペース	●社会状況の変化によるテレワークの定着、自宅から距離を置いた場所でのテレワーク 実施におけるライフ・ワークバランスの充実について追加言及	- (過年基準追加済み)	1 社会状況の変化(新たな日常)	

目次	改定	内容案	改定理由	備考
日八	ガイドライン	認定基準	以足连田	VH ² つ
Ⅲ 子育て支援施設等の設置及び子育て支援サービスの提供に関する配慮事項				
①子育て支援施設				
②キッズルーム				
③集会室や交流スペース				
④屋外スペース				
⑤その他子育て支援サービスの提供・連携	●IVへ移行統合	●別表7へ移行統合、サービス情報提供のみ必須項目へ変更		
IV 計画時及び管理・運営に関する配慮事項				
	●入居要件設定における配慮事項の例示を実現可能性の高い例として修文	●入居要件設定における配慮事項の例示を実現可能性の高い例として修文		
①住宅計画時における配慮事項	入居世帯を子育て世帯に限る➡子育て世帯を優先する	入居世帯を子育て世帯に限る➡一定数以上を子育て世帯とする		
	●Ⅲから④子育て支援サービスの提供に係る事項を移転統合	●別表5から子育て支援サービスの提供に係る事項を移転統合		
②入居者募集時における配慮事項	●キッズルームや共用部の使用における感染症対策の実施についてのルール明文化等の	●キッズルームや共用部の使用における感染症対策の実施についてのルール明文化等の	1 社会状況の変化(新たな日常)	
②八石石券未吋に80V/ る印息争項 	必要性について追加言及	必要性について追加言及	1 社会(人)ルジタ化(利)には日市)	
③安心して日常生活を送るための配慮事項				
④コミュニティの醸成のための配慮事項	◆社会状況の変化によりその重要性の再認識と新たなコミュニティ形成の在り方が模索されていることについて言及●災害への備えという観点でのコミュニティの重要性について言及	●「コミュニティ形成を目的としたそのきっかけつくりの例示の掲載」という記載体裁 に調整 ●コミュニティ醸成のきっかけつくりの例示としてWEBの活用や子育て世帯の集い、 防災訓練等を追加	1 社会状況の変化(新たな日常)	
ショーエーノ 1 の対政がの力にのの力自心感事が	●住宅内と地域とではコミュニティ形成、醸成のアプローチが異なること、その伴走支援を行うことも有効であることをについて追加言及 ●災害への備えという観点でのコミュニティの重要性について言及	●「コミュニティ形成を目的としたそのきっかけつくりの例示の掲載」という記載体裁に調整●コミュニティ形成のための取組の実施頻度を参考掲載●地域コミュニティについて新築、既存ともに、選択項目へ変更	4 運用状況による見直し	

資料の見方 現行認定基準における 事業者から見た難易度 修正等分類 (アンケートより) 変更点を以下により分類 Add:項目追加 5難 → 1易 1 社会状況の変化(新たな日常) Rev:内容修正等 1 社会状況の変化(環境) Del:項目削除 1 社会状況の変化(防災) 認定基準の内容を記載 ガイドラインの内容を記載 l 社会状況の変化(loT等新技術) ドライン、認定基準 改訂検討表 1 社会状況の変化(その他) 2 経年更新、基準化等 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準) は物を整備する際の配慮事項 1 住戸内 (1)基本性能等に関する配慮事項 3 他自治体基準参照 既存·改修 4 運用状況による見直し 必須て 5 錯誤 維補記等 重要度 該当する部位 該当す 考え方 具体例、整備の目安 難易度計価(満点5) 項目 基準 (子供の安全) る部位 6 その他 等がな 等がな い場合 い場合) 危険防止設備として設置する転落防止のための手すりは、次に掲)危険防止のための手すりの設置(外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からσ ハ窓、その他転落のおそれのないものは除く。) 高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれの (1) バルコニー、窓、廊下及び階段(開放されている側に限る。)の手すりの設置高さ ないものについては、この限りでない。 次のいずれかとする。 ΄ 床面(階段にあっては踏面 アバルコニー、窓、廊下及び階段(開放されている側に限 る。) の手すりは、原則床面(階段にあっては踏面の先端) から1,100mm (1,200mm推奨) 以上の高さに達するよう設けら ウ窓台の高さがの過去と000 えた部分(基本見え消しにて表記) □ 必須 □ □ 必須 □ れていること。ただし、腰壁、窓台等子供の足掛かりとなる バルコニーや窓などからの子供の転落は親にとって大きな心配事の一つです。住宅の専用部分のバ 部分(高さが300mm以上650mm未満の部分。以下「腰壁等」 ついては1,100mm<mark>/</mark> (1,200mm推り ルコニー、2階以上の窓、廊下及び階段には、転落を防止するための手すりを設置し、安全性に配 いう。) がある場合については、腰壁等から800mm (900mm推 |奨) 以上の高さに達するよう設けられていること。 また、腰壁や窓台、手すりの横(よこ)桟(ざん)等、足を掛ける部分があると、子供がよじ登って乗 床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの 転落防止 転落防止・落下 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては り越える危険性があるため、足掛かりとなる部分から手すりまでの高さにも配慮する必要がありま |高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm(90mm推奨)以下 • 落下物 踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合 物による危険防 運用状況による見直し ※ 以上は主に日本住宅性能表示基準の高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3に該当するもの による危 に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相 険防止 mえて、子どもが勝手に窓や網戸を開けてバルコニーに出ないように、窓や網戸には子どもの手の 実効性が少ないと見込ま 互の間隔は、内法寸法で110mm (90mm推奨) 以下であるこ 虽かない位置に補助錠を付けることなども有効です。 こエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かり れた項目について認定基 また、ソファやベッドなどの家具を足場にし、窓から転落することを防ぐため、窓の近くにできる |にしてバル<mark>|</mark>ロニーによじ登って転落することのないよう、室外機等の設置場所を高さ900mm以上の柵 (2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるも ごけ物を置かないよう、部屋のレイアウトの工夫も必要です。 で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じる。 のを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置 準から削除 \bigcirc ○室内の窓からの転落防止のため、窓に近い場所にソファやベッドなど物を置かないよう部屋のレ 場所を高さ900mm以上の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離 を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。 青字は第3回修正、追加記載等現行から手を ○窓、廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合における落下物による危険防止措置を講 バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等 の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置を行う。子どもの □ 必須 加えた部分(基本見え消しにて表記) ○子どもが勝手にバルコニーに出ないように、窓にロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限 手の届かない位置への補助錠の設置等を行うこと。 ストッパーや補助錠等を設置する。窓や網戸には子どもの手の届かない位置に補助錠などを付け (4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、 □ 必須 □ □ 必須 落下物による危険防止措置を講じること。 主宅の高気密化により、内装の仕上げ等に含まれる化学物質等に起因する「シックハウス症候群. こよる健康への影響が指摘され、平成15年7月の改正建築基準法により、居室に使用できる建材・鐘 勺装の仕上げや天井裏の下地材等に用いる特定建材は、日本工業規格又は日本農林規格協会のF☆ 各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等 料の規制や、24時間換気システムの設置が義務付けられました。子供が健康に育つ環境をつくるた ☆☆表示のある建築材料等を使用する。 に用いる特定建材は、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆ シックハウス対 シックハ □必須□ め、居室内の内装の仕上げ等には、シックハウス症候群の原因となる化学物質の発散量の少ない建 ウス対策 ※ 以上は日本住宅性能表示基準のホルムアルデヒド発散等級の等級3に該当するものです。 ☆表示のある建築材料等(ホルムアルデヒト発散建築材料に該当 材を使用することが必要です。 ○特定測定物質の測定を行う場合は、室内濃度指針値(注)以下であることを確認する。 しないもの)とする。 また、後から持ち込む家具類については、規制の範囲外となるため、購入の際には確認が必要で 近年、アレルギーを持つ子供が増加しています。住宅性能は高気密化が進むなど向上するととも)主たる居住室の日照の確保及び2方向からの通風の確保 (集合住宅では困難との認識を持たれる 、適切な換気設備の設置が義務化されるなど法整備は進んでいますが、間取りの工夫により採光 通風、採光の確 |主たる居住室の日照の確保に努め、2方向からの通風を確保でき び、戸建てでは対応可能のため残す) 運用状況による見直し 認定基準としては削除 や風通しなどを確保するなど、カビなどのアレルゲンの発生を防ぎ、また、感染症の拡大防止の観 光の確保 る間取りとする。 通風確保のための窓への網戸の設置 気からも、子供が健やかに成長できる住環境づくりが大切です。 (1) 防犯対策用の鍵を使用する。 □ 必須 □ □ 選択 (2) 玄関の外側に室内との通話機能を有したインターホン等を設置す 通話機能を有し赤字は第2回修正、追加記載等現行から手を 子供が一人で家にいる際の来訪者への対応は、親にとっては非常にとても心配です。日常生活を。 経年更新、削除等 □ 必須 □ □ 選択 る。その場合、カメラ付きインターホンにするよう努める。 防犯対策 り安全に過ごすことのできるよう、住戸内への不審者の侵入の防止等、犯罪の防止に配慮する必要 防犯対策 レセントの設置等 加えた部分(基本見え消しにて表記) (3) バルコニーに面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存する ものには、避難計画上支障のない範囲において、合わせガラス、 3. 4 \bigcirc 避難計画上 □ 必須 □ 防犯フィルム、鍵付クレセント又はシャッターの設置等、侵入の 防止に有効な措置を講じる。 (1) スイッチ)子供が使いやすいワイドスイッチの設置 スイッチ □ 選択 照明のスイッチを床上90 ○子供でも手が届く床上900mm程度の高さに設置する。 チにすることにより、子<mark>認定基準の「必須」、「選</mark> (2) コンセント 沢択」を変更した項目を青色着 ○子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属等を差し込んだりすることによる事故を 子供がコンセントの差 防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。 コンセント □選択 んだりすることによる事色白抜きにて表示 ○妊婦の使いやすさに配慮し、床上400mm以上の高さにコンセントを設置することも有効です。 セントを使用する。 (3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率 (次式で算出したもの) を8%以上確保 する。 ○住宅の規模、居室の数・用途等に応じて計画する。 収納スペースの <算定式> (布団の収納やリビングでのおもちゃ類の収納等、使い方に配慮した収納スペースの設置) 選択 □ 選択 確保 (S1+S2) /当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 ○住戸専有面積(注)の8%以上の面積を目安に十分な量を確保する S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積 (㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(m²) ●費用対 効果と × (当該収納部分の高さ (cm) /180) 居室は子供が一日のうちの多くの時間を過ごし、いろいろな活動をします。そういった主体的な活 (4) 室内物干しスペースの設 動を促すためのスイッチ等の設置位置への配慮が大切です。 室内物干しス ○雨の日などのため、室内に物干しスペースを設置する。 g 居室 また、けがにつながるような要因を排除する必要があります。 居室 使用しない時には取り外 **持記事項を吹き出しに** ースの確保 ○使わない時に取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しの設置が便利です。 あわせて、子供の成長による空間の使い方の変化をあらかじめ想定し、間取りの変更が可能となる 室内に設置する。 ような配慮をすることが大切です。 (5) 壁等の出隅の面取り 壁等の出隅の面 ○子供が衝突した際のけがを防止するため、柱、壁及び作り付け家具の出(で)隅(すみ)(注)部分 壁・柱等の出隅部分及び 運用状況による見直し こおける、面取り加工やクッションカバー装着等の措置を講じる。 て、面取りを行い、やむ に対する安全性に配慮した形状・仕上げとす (6) 家具等の転倒防止 家具等の転倒防 3.9 運用状況による見直し ○家具の転倒を防止するため、壁に付け長押を設置する等、家具転倒防止措置を講じる。 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講り \triangle できるような構造とする。 (7) クッション性の高い床素材 クッション性の ○転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使用する。 運用状況による見直し 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の ある床材 高い材料を使用する。 ●意匠面のディネアドバンケージ (8) 間取りの可変性 に比し、活用度が不明 子供の成長や人数の変化に合わせて部屋を設けること等ができる ●付け長押の場合、壁面へ固定が ○引き戸等による住戸内の間取り変更が可能な構造とする。 よう、引き戸等により、住戸内の間取りの変更が可能となる構造接着剤のみの場合もあり、効果発 間取りの可変性 全項目赤字、青字 ○部屋を分けて使用することを想定し、照明、配線、コンセント、ドア及び窓を配置する。 とする。その場合、部屋を分けて使用することを想定して、あら 現が不明確なケースあり は新規追加事項 かじめ照明、配線、コンセント、ドア及び窓の位置を配置する。 一育て世帯は災害時、避難弱者となりやすくなるなど、安全面での心配も多くなります。自治体の ○ハザードマップ等により立地の状況が確認できる。 災害に対する準 ヽザードマップにより立地の状況、最寄りの避難場所や避難所を確認し、いくつかの避難経路を想 □○最寄りの避難場所や避難所までの経路が複数確保できるとともに、バリアフリーに配慮された避 □ 社会状況の変化 (その他) 定しておくなど、災害時に対する備えをしておくことが必要です。 難経路が確保されている。 子供の成長に応じて適切な距離感の確保が可能となるよう弾力的 ○子供の成長に応じて適切な距離感の確保が可能となるよう弾力的なプランニングにより必要な規 比会状況の急激な変化により、在宅で勤務を行うテレワークが定着してきました。通勤に係る時間 テレワー テレワークス なプランニングにより必要な規模のテレワークスペースを確保す を削減できるとともに、子供の月齢によっては子供と付かず離れずの適切な関係を保ちながらテレ **横のテレワークスペースを確保する。** 社会状況の変化(新たな日常) 選択 クスペー るとともに、テレワークに必要な設備(照明、インターネット、 フークを行うことで、ライフワークバランスの質の向上が見込まれます。 ○テレワークに必要な設備(照明、インターネット、WiFi、コンセント等)を整備する。

WiFi、コンセント等)を整備する。

ガイドライン、認定基準の訂検討表

I 子育てに配慮した住宅の立地として好ましい環境

別表1 立地に関する基準

_ ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				****	200人) 0 至于			
項番	項目	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全)	新築 既存·改修	難易度評価 (満点5)
1	子供の遊び場	共同住宅において、子供は「静かにしなさい」「音を立てないように」と言われることも多いですが、ながら暮らしています。そのような状況は、子供にとって大きなストレスになります。住宅内では十分に体を動かしたり、声を出したりすることができないため、近隣に遊べる場があることが子供にとって、とても重要です。 また、路上での遊びによる交通事故防止の観点からも、遊び場は重要な環境要素です。	引 ○未就学児が遊べる規模の小さな公園が近くにある。		子供の遊 1 び場所	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが 一つ以上あること。 (1)子育てひろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 (2)児童館や図書館など、子供が室内で過ごせる施設 (3)子供が遊べる広場、公園や緑地など		□ 必須 □ 選択	2. 2
Rev 2	保育、教育、医 療施設等	1)、多塚な保育が一日人の選択が可能な仕集児が形成されていることが里要です。	□ □ ○ 保育所・地域型保育施設など多様な保育サービスを提供している施設か連動に利便性の高い場所 ■ め字かと にい場所又は見まれの則まずの則になる。	1 社会状況の変化(その他)	2 保育、教育施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1)) に次の施設などが 一つ以上あること。 (1) 保育所、幼稚園などの保育、教育施設 (2) 小学校及び学童クラブなどの教育施設など		□ 選択 □ 選択	2. 2
	/东/IEIX 寸	また、幼稚園への通園の際の送迎場所、学校などが近くにあると非常に便利です。 また加えて、急な発熱などにも慌てずに済むよう、小児科等の各科診療所が近くにあると安心です。	○小児科や耳鼻科等、子供が受診できる診療所等が家から近い距離又は最寄りの駅までの間にある。		3 医療施設	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳鼻科など、子供が受診できる医療施設が一つ以上あること。		選択 選択	2. 4
Rev 3	生活利便施設等	乳幼児がいると、生活圏域が狭くなる傾向がありますが、ネットショッピングなど Eコマース が一般化したことにより、自宅に居ながらにして生活必需品の入手などが可能となりました。ただし、日常的な買い物に子供と一緒に行くことは子供にとって身近な学習機会となるとともに、親にとっては子育ての息抜きにもなり得ます。住宅の近くに商店などがなく、わざわざ遠くまで買物に出たけなければならないことは、子育て世帯には大きな負担になるため、歩いて数分の日常生活圏の「に生活利便施設がそろっていることは、子育て世帯にとって重要な環境要素です。	○ 取寄りの駅が使少で行ける範囲内にある。 ○ 食料品や日用雑貨などを購入できるスーパーマーケット等が家から近い距離又は最寄りの駅まで の間にある。 ○ 銀行・郵便員など会融機関が家から近い距離又は最客りの駅までの間にある。	1 社会状況の変化(ΙοΤ等新技術)	4 生活利便 施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが 一つ以上あること。 (1)鉄道駅やバス停 (2)食料品や日用品などが購入できる商業施設 (3)銀行、郵便局やATMなどの金融関連施設 (4)子供連れで気軽に飲食できるファミリーレストランなどの飲食施設		□ 選択 □ 選択	2. 2
Rev 4	活発な地域活動	様々な地域活動が行われている地域で、地域の方々と交流を持つことは、子供の成長を助けるとともに、日々の生活を豊かにしてくれます。 一方、社会状況の変化により、これまでの地域活動が容易に行えない状況の中、その重要性が再認されるとともに、新たな地域活動の在り方が模索されているところです。 またそういった状況の中、子供の日常生活の安全・安心のためにはみの出歩きによる事件の発生の懸念が年々強くなっており、地域の方々による安全、安心を守るための活動等が行われているなど、地域の防犯性や治安の良さが求められます地域は、子育て世帯にとって、安心できる地域と記えます。	○自治会等による季即行事などが行われ、地域交流が活発である。 ○自治会等による清掃活動が行われ、良好なまちなみが維持されている。 ○社会状況の変化を踏まえ、工夫を凝らした地域活動が行われている。 ○防犯活動や防災活動が活発に行われている地域コミュニティがある。 ○NPOなどによる「遊び場づくり」や「安全マップづくり」などの活動が行われている地域であ	1 社会状況の変化(新たな日常)	5 活発な地 域活動	次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。 (1) 自治会などによる季節行事や清掃活動 (2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動 (3) 自治会や地域活動団体などによるインターネットを活用したイベント (4) NPOなどによる「遊び場づくり」や「安全マップづくり」などの活動 (5) 「子供110番の家」の取組		□ 選択 □ 選択	3. 6
Add 5	災害に対する準備等	子育て世帯は災害時、避難弱者となりやすくなるなど、安全面での心配も多くなります。自治体のハザードマップにより立地の状況、最寄りの避難場所や避難所を確認し、いくつかの避難経路を想定しておくなど、災害時に対する備えをしておくことが必要です。		1 社会状況の変化 (その他)					

		住戸門 (1) 基本性肥寺に関する即思事項				住戸門に関する基準(基本性能寺に関する基準)				
項番	項目	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全)	新築 必須ででする等が場合の	既存・改修 必須領で 一 該る部が場って いまる いまる いまる	難易度評価(満点5)
1 1 a 1 b	玄関	子供は、歩き始めの乳児は転倒や激突などを起こしやすく、 歩行が僅かな段差を認識しにくく、 ま	○出入口のくつずり(注1)と玄関外側の高低差が20mm以下、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下 ○上がりかまち(注2)の段差はできる限り低い段差 ○浴室の出入口の段差は、以下のいずれかとする。 (1)20mm以下の単純段差 (2)浴室内外それぞれの床の高低差が120mm以下、浴室内床からのまたぎ段差が180mm以内で、かっ、手すりを設置			住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造(5 mm以下の段差については、段差のないものとみなす。)とする。 (1) 幺関の出入口の段差:くつすりと幺関外側の局低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下としたまの (2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差:20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの				
1 c	段差解消 バルコニー	た、妊娠中の母親は足元が見えにくくなっています。 転倒による事故を減少させるためにも、段差をなくす等の配慮が必要です。 住戸内の床は、原則として、段差のない構造とすることが望ましいでしょう。	○バルコニーの出入口の段差は、以下の(1)~(3)のいずれかとする。 (1) 180mm以下の単純段差 [踏み段を設ける場合] 踏み段の高さ180mm以下、かつ、かまちまでの段差180mm以下 (2) 250mm以下の単純段差、かつ、手すりが設置可能な措置を講じる。 (3) 屋内外の高さが180mm以下のまたぎ段差、かつ、手すりが設置可能な措置を講じる。 [踏み段を設ける場合]屋内外の高さが180mm以下、屋外からのまたぎ段差が360mm以下で手すりが設置可能な措置を講じる。	1	段差解消	(4) バルコニーの出入口の段差:接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下の単純段差ア 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたものイ 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたものウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの		□必須□□	選択	2.8
			○危険防止のための手すりの設置(外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな			(5) 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差 ア 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2)未満であること。 イ 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 ウ 間口(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。 エ その他の部分の床より高い位置にあること。 (1) 危険防止設備として設置する転落防止のための手すりは、次に掲				
	転落防止・落下 物による危険防 止	ルコニー、2階以上の窓、廊下及び階段には、転落を防止するための手すりを設置し、安全性に配慮することが必要です。	(2) 手すり子(注3) の間隔 床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの 高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm(90mm推奨)以下 ※ 以上は主に日本住宅性能表示基準の高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3に該当するもの	☆況による見直し 2	転落落ないのである。	げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。 ア バルコニー、窓、廊下及び階段(開放されている側に限る。)の手すりは、原則床面(階段にあっては踏面の先端)から1,100mm(1,200mm推奨)以上の高さに達するよう設けられていること。ただし、腰壁、窓台等子供の足掛かりとなる部分(高さが300mm以上650mm未満の部分。以下「腰壁等」という。)がある場合については、腰壁等から800mm(900mm推奨)以上の高さに達するよう設けられていること。 ヤ いう。)がある場合については、腰壁等から800mm(900mm推奨)以上の高さに達するよう設けられていること。イ 踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm(90mm推奨)以下であるこ	©	□ 必須 □	□必須□□	2. 4
		届かない位置に補助錠を付けることなども有効です。 また、ソファやベッドなどの家具を足場にし、窓から転落することを防ぐため、窓の近くにできるだけ物を置かないよう、部屋のレイアウトの工夫も必要です。	 ○バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにしてバルコニーによじ登って転落することのないよう、室外機等の設置場所を高さ900mm以上の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じる。 ○室内の窓からの転落防止のため、窓に近い場所にソファやベッドなど物を置かないよう部屋のレイアウトの工夫をする。 ○窓、廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合における落下物による危険防止措置を講じる。 ○子どもが勝手にバルコニーに出ないように、窓にロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等を設置する。窓や網戸には子どもの手の届かない位置に補助錠などを付ける。 			2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ900mm以上の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。 3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置を行う。子どもの手の届かない位置への補助錠の設置等を行うこと。 4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	0			3. 0
3	シックハウス対 策	住宅の高気密化により、内装の仕上げ等に含まれる化学物質等に起因する「シックハウス症候群」による健康への影響が指摘され、平成15年7月の改正建築基準法により、居室に使用できる建材・資料の規制や、24時間換気システムの設置が義務付けられました。子供が健康に育つ環境をつくるため、居室内の内装の仕上げ等には、シックハウス症候群の原因となる化学物質の発散量の少ない建材を使用することが必要です。 また、後から持ち込む家具類については、規制の範囲外となるため、購入の際には確認が必要です。	○四窓の任上げや大井裏の下地材寺に用いる特定建材は、日本工業規格又は日本農林規格協会の下で	3	シックハ ウス対策	各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆ ☆表示のある建築材料等(ホルムアルデヒト発散建築材料に該当しないもの)とする。		□必須□□	□ 必須 □	1. 9
Del 4	通風、採光の確保	近年、アレルギーを持つ子供が増加しています。住宅性能は高気密化が進むなど向上するとともに、適切な換気設備の設置が義務化されるなど法整備は進んでいますが、間取りの工夫により採光や風通しなどを確保するなど、カビなどのアレルゲンの発生を防ぎ、また、感染症の拡大防止の観点からも、子供が健やかに成長できる住環境づくりが大切です。		☆況による見直し 4	通風、採光の確保	主たる居住室の日照の確保に努め、2方向からの通風を確保できる間取りとする。			としては削除	4. 4
Rev 5	防犯対策	子供が一人で家にいる際の来訪者への対応は、親にとっては非常に とても 心配です。日常生活をより安全に過ごすことのできるよう、住戸内への不審者の侵入の防止等、犯罪の防止に配慮する必要があります。	 ○防犯対策用の鍵の使用 ○通話機能を有したインターホン等の設置(カメラ付きインターホンを推奨) ○侵入が想定される階のバルコニーに面する窓への合わせガラスの使用、防犯フィルムや鍵付きクレセントの設置等の対策を実施する。 避難計画上支障のない範囲で対策を実施する。 	更新、削除等		 防犯対策用の鍵を使用する。 玄関の外側に室内との通話機能を有したインターホン等を設置する。その場合、カメラ付きインターホンにするよう努める。 バルコニーに面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、避難計画上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、鍵付クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。 	© ©	□ 必須 □ □ 必須 □ □ 必須 □	□選択	2. 0 2. 5 3. 4
6 a	界床	集合住宅では、子供が走る音や大声で話す音、テレビの音などに関する上下階や隣戸とのトラブルが発生しがちです。そのため、界床(注1)や界壁(注2)などの遮音性能を高めることが必要です。 また、サッシなどの音を通しやすい外部開口部の遮音性にも留意が必要です。	○日本住宅性能表示基準の重量床衝撃音対策における、等級4以上又は相当スラブ厚20cm以上の対策を講じる。○木造については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための対策を講じる。	6	界床の防 音性の確 保	 1) 界床の仕様は次のいずれかとする。 ア 床スラブ厚が200mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1418-2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)による床衝撃音レベルに対して、JIS A 1419-2 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)による床衝撃音遮断性能しi,r,H-55等級相当以上とする。 (2) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。 		□ 必須□ 必須□ □	選択	2. 9
6 b	防音対策界壁	【前ページ再掲】 集合住宅では、子供が走る音や大声で話す音、テレビの音などに関する上下階や隣戸とのトラブルが発生しがちです。そのため、界床(注1)や界壁(注2)などの遮音性能を高めることが必要で	○日本住宅性能表示基準の透過損失等級(界壁)における、等級3以上の対策を講じる。 ○コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けないこと。 ○界壁にボード類が接着されている場合、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていないこと。 ○木造については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための対策を講じる。	7	界壁の防 _ 音性の確	(1) 界壁の仕様は次のいずれかとする。 ア 界壁の厚みが180mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上) の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄 骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれら と同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1419-1 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法) による音響透過損失等級Rr-50等級相当以上とする。 コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するも		□ 必須 □		2. 4
D. C.	11 2	す。 また、サッシなどの音を通しやすい外部開口部の遮音性にも留意が必要です。	○日本工業規格 (JIS A 4706) T-2等級以上 (日本住宅性能表示基準に規定される外壁開口部の透過場生等級で等級3相当)の材料を使用することが望ました。	2\\(\alpha\) = \(\bar{\pi}\) = \(\bar{\pi}\) = \(\bar{\pi}\)		該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。 3) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。 サッシ等の開口部 JIS A 4706 (サッシ) による遮音性能T-1等級相当以上の材料を		□ 必須□ 必須□ □		2.7
Rev 6 c	サッシ 抗菌、防カビ、 抗ウイルス対応	社会状況の変化により、日頃の手洗いうがいといった生活習慣を子供に身に付けさせることはもちろん、触れることの多いドアハンドルや階段の手すり、下駄箱の取っ手やリビングのドアなど、ウイルスの付着が気になる部分について、抗ウイルス対策を講じた建材を使用することにより、日々の生活の安心に繋がります。	○SIAA(一般社団法人培苗制具技術協議会)の其準を満たした住塾如果を使用する 1社会出現の	(況による見直し 8 の変化 (新たな日常) 9	防確は、、、、かが、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、	使用する。 JIS A 4706 (サッシ) による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する。 SIAAの基準を満たした抗菌加工や抗ウイルス加工を施した住設部品を使用する。		選択	□選択	3. 0

Ⅱ 建物を整備する際の配慮事項 1 住戸内 (1)基本性能等に関する配慮事項

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

Į	種	項目	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全)	新築 必須で 該当部位 等場かる ・チェ	既存・改修 必須で 該当す る部位 等がない場合	難易度評価(満点5)
	8 住戸	三面積の確保	家族の団らんやゆとりのある育児・家事等、豊かな生活を送ることのできるよう、住戸の面積は世帯人数に応じたゆとりのある広さを確保することが大切です。住戸の面積は、テレワークのしやすさなど、仕事との両立においても重要な要素です。また、家族数の変化や子供の成長に合わせて、適切な広さの住宅に住み替えを行うことも考えられます。	○住戸専有面積(※)は世帯人数に応じた適切な広さを確保する。 (※)住戸の面積のうち、建築物の柱芯、壁芯、窓サッシ等により囲まれた区画の水平投影面積か							

耐震性能

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

(7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。

□必須□□選択

建物を整備する際の	配慮事項 1 住戸	内 (2)単位空間別の配慮事項	T		別表 2 - 2	住戸内に関する基準(単位空間別の基準)				
項番	項目	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全)	必須で 該当す	既存・改修 必須 該当 る部 等が い場	で す 難易度評価(満点5) な
v 1 a	ドアストッパー やドアクロー ザー		○開き戸には、開閉を緩やかにするドアクローザー、扉を開けたまま固定するドアストッパーを設置する。 ⇒ 共同住宅の玄関扉については、扉を開けたままにしてはいけない防火戸となっている場合があるため、ドアストッパーの設置については、注意が必要 ○開き戸の吊り元側の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指はさみ防止カバー等を設置するなどの事故防止措置を講じる。			(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するととも に、吊元側の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み 防止カバー等指挟み防止措置を講じる。	0	□ 必須 □ □	選択	3.
v 1 b			○ベビーカー等を置けるスペースの確保 ○ 左関へのスペース確保が難しい提合は、共田左関等動地内に適切な広さのベビーカー等置提え	4 運用状況による見直し		(2) ベビーカー等置場 玄関周辺 に への平場やクローゼット内(可動式棚配置による)スペースの確保により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。		□選択□□□	選択	4
玄関 1 c	手すりの設置	れもあります。さらに、夜は暗い玄関に入り、手探りで照明のスイッチを探すことになり転倒のお それがあります。 更に、地震による被災時の避難経路の確保のため玄関ドアの耐震性の確保は非常に重要です。	○玄関の出入りのサポートのための手すりを設置するか設置可能な措置を講じる。		- 1 玄関	(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、 設置できる構造になっている。		選択	選択	2
1 d	補助照明の設置	玄関の出入りにおいては、利便性と安全性の確保が重要です。	○夜間等の転倒防止のため、玄関や廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を設置 する。			(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助 照明を設置する。	0	□選択□	選択	2
d 1 e	耐震性能		○被災時等に子どもが容易に避難できるようにするため、玄関ドアを地震により変形しにくい耐震性ドアの採用等の措置を講じる。 ⇒ 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS(日本工業規格)におけるA4702面内変形追随性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配慮したものとなっている。	1 社会単況の恋ル (陸巛)		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格) におけるA4702面内 変形追随性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配慮したものとなっている。		選択	選択	
2 v 2	********		○レバー式等操作しやすい形状で給湯温度制御が可能な サーモスタット式 水栓金具の設置	5 錯誤・補記等		(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度 の制御が可能な水栓金具とする。	0	選択	選択	3
2 a	利便性への配慮	洗面所は洗面や歯磨きのほか、洗濯(部分洗い)や子供の靴洗いなど、使い方も多様化していま	○シャワーヘッド付水栓の設置	4 運用状況による見直し		シャワーヘッド付水栓とする。		選択	選択	
光面所・脱	衣所	洗面所は洗面や歯磨さのはか、洗濯(部分洗い)や子供の靴洗いなど、使い方も多様化しています。様々な使い方を想定した設備等の設置が大切です。また、衛生面への配慮や使いやすさという 観点から、タッチレス水栓の採用も便利です。	○タッチレス水栓の設置	1 社会状況の変化(新たな日常)	洗面所・ 別表所・			□選択□	選択	
2 b	手すりの設置	参場のヒートショックや風邪などを予防するため、暖房機があるととても便利です。	○妊婦等が浴室へ出入りしやすくなるよう、手すりを設置するか設置可能な措置を講じる。		100.50(7)	(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。		□選択□	選択	(
2 c	暖房機等の設置		○暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるようコンセントの設置等のな措置を講じる。	4 運用状況による見直し		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント 等の設備を施す。		選択	選択	
3 b	進入防止錠等の 設置		○ドアに乳幼児の進入を防止する鍵を、おおむね床上1,400mm以上の高さに設置する。 ○子供が内側から鍵をかけてしまう危険性があるため、外からの解錠が可能な鍵を設置する。			(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400 mm以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	0	□必須□□□	必須	
3 с	床素材		○床は水に濡れて滑りやすいため、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。			(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。		□必須□□□	選択	
3 d	手すりの設置		○子供や妊婦が浴槽に出入りしやすいよう、手すりを設置する。			(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。		選択 □	選択	
3	呼び出し機能の設置	浴室は親子のコミュニケーションを深めることができる場所でもあります。そのため、親子で入浴できる広さが必要です。 一方、子供にとって浴室は、多くの危険がある場所です。浴槽への転落による溺水、濡れた床で滑	○給湯器リモコンに呼び出し機能を設置するなど、浴室からリビング等に呼び出しが可能な措置を 講じる。	4 運用状況による見直し		(4) 呼び出しチャイムの設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイムを設置する。		□選択□□□	選択	
浴室 3 a	広さの確保	ることによる転倒、お湯や水栓金具によるやけどなどの危険から子供を守るための配慮が必要です。 す。 また、昼間に外出をしている共働き世帯など、子育て世帯の洗濯事情に配慮した設備があると便利 です。	○短辺が、内法寸法で1,200mm(1,400mm推奨)以上、かつ、広さ1.9㎡(2.5㎡推奨)以上		3 浴室	(5) 広さの確保 内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。 内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。		□ 必須 □ □	選択	
3 е	利便性への配慮等		○給湯温度制御が可能なサーモスタット式水栓金具等の設置○やけどを防止するため、埋め込み式水栓金具かやけど防止カバー付き水栓金具の設置			(6) 利便性の配慮及び火傷防止 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等 とする。 カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み 式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防	0		選択	
3 f	浴室暖房乾燥機 の設置		○子育て世帯の洗濯事情等に配慮した乾燥設備の設置			止措置がなされている。 (7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。		選択	選択	
4 a 4 a	広さの確保	子供のトイレトレーニングのため、親が一緒に入ることができるトイレの広さを確保する必要があ	○長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方の壁との距離が500mm以上(ドアの開放により確保できる部分を含む。)			(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方につい て、便器と壁の距離 (ドアの開放により確保できる部分を含 む。)が500mm以上を確保する。		選択	選択	
4 c トイレ	手すりの設置	ります。その後、子供が一人でトイレができるようになった際、鍵の開け方が分からなくなったりした場合などへの対応も必要です。	○子供や妊婦が立ち座りしやすいよう、手すりを設置する。		4 トイレ	(2) 手すりの設置 手すりを設置する。		選択	選択	
4 b	外から開けられ る鍵	また、妊婦にとってはトイレの立ち座りは大変です。安全に快適に利用できるための配慮が大切です。	○扉に鍵をつける場合は、外側から簡単に解錠できる鍵を設置する。			(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	0	□必須□□□	必須 □]
4 d	外開き又は引き 戸の設置		○トイレ内で気を失ってしまった際などに開放ができるよう、外開き又は引き戸を設置する。		•	(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。	0	□必須□□□	○ 必須 □	
5 a	対面式キッチン		○対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造を採用する。			(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親か豕事をしなから十供の様士を見することかでさるより、対面 式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造と	0	□選択□	選択	
5 a 5 b		家事をしていて子供から目を離したときに子供の思わぬ行動による事故が起きることがあります。 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができることが大切です。 また、家事は親子のコミュニケーションの機会でもあり、親子が一緒に作業できるよう、動線や広	○ダイニングとキッチンを合わせ、10㎡以上の広さを確保する。○レバー式等操作しやすい形状で給湯温度制御が可能なサーモスタット式水栓金具の設置○衛生面への配慮や追いやすさの観点からタッチレス水栓を採用する。	1 社会状況の変化 (新たな日常)		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親士か一緒に作業でさるよう、タイニングとキッナンを合わせた 広さとして、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りと 土工 (3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、 給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。 タッチレス水栓とする。	0		選択	
台所 5 c	ンスの設置	さ、使いやすさにも配慮することも大切です。	○台所の出入口にチャイルドフェンスを設置するか、設置可能な措置を講じる。		5 台所	(4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入 しないような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよ う、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。	0	□選択□	選択	
v 5 d	危険防止設備等 の設置		○子供がいたずらできないよう、チャイルドロック機能を備えた調理器を設置する。○ガス調理器具がある場合は、ガス漏れ事故を防ぐため、更に安全性を高めることを目的として、ガス漏れ検知器を設置する。	2 経年更新、基準化等		(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 また、安全装置を有する調理器やガス漏れ検知器を設置するな ど、更なる危険防止措置を講じる。	©	□ 必須 □ □ □ 選択 □		
d 5 e	食器洗い乾燥機の設置		○ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。	2 経年更新、基準化等	•	(6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。		□選択□□	選択	
+ + +	*ノ以 旦	1			 	(7) 耐震ラッチの設置		+ + +		

1 社会状況の変化(防災)

○吊戸棚がある場合、地震の際の食器類の落下を防ぐため、扉に耐震ラッチを設置する。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

										top for	pm -/-	14 1/2	
	項番	項	恒	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全)	新築区が高される。	部位 がな	必須で	度評価(満点5)
Re	6 a		開き戸		○ドアストッパーやドアクローザー等の設置 ○吊り元側の隙間に指挟み防止カバー等を設置するなどの事故防止措置を講じる。 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以上13mm未満) がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。 ○戸先側は次のいずれかの対策を講じる。 ・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。 ・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。	4 運用状況による見直し		(1) 開き戸 ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに吊元側の隙間に指挟み防止カバー等指挟み防止措置を講じる。 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。・主に分譲:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる) ・主に賃貸:指挟み防止商品の用意(入居者の意向により設置) ○戸先側は次のいずれかの対策を講じる。 ・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。		□ 必須	□ □ 選択		4. 6
		建具		子供が自発的に行動できるよう、建具の安全性や使いやすさに配慮することが大切です。例えば、 扉等に指を挟んでけがをしないような工夫や建具内にガラスがある場合は割れにくい安全ガラスを 用いるなど、安全性に配慮する必要があります。	○子供が指を挟まないよう、100mm程度の引き残しを確保する。さらに、取っ手は、開閉時に指を挟		6 建具	・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の 指を挟んでも障害が生じない構造である。 居室間や主要な通路上に配置される開き戸 トイレや洗面所等に配置される開き戸 (2) 引き戸	0	□必須□選択	選択		
	6 b		引き戸		まない位置に設置すること。 ③ 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。			指を挟まないように100mm程度の引き残しを確保し、取っ手は開閉時に指を挟まない位置に設置すること。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。 (3)折戸	0	□必須	選択		3. 6
Re	v 6 c		折戸		○ 扉を閉める時に、扉と扉の間の隙間に指を挟まないよう、隙間は、指より広い13mm以上とする。 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以上13mm未満) がない構造とす る。	4 運用状況による見直し		展を閉める時に、扉と扉の間の隙間に指を挟む可能性があるため、隙間は指より広い13mm以上とする。 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。	0	□必須	□□選択		3.8
	6 d		扉の取っ手など		○取っ手は、開閉の容易なレバーハンドルやプッシュハンドル等を使用する。○取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、特に取っ手は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものを使用する。			(4) 扉の取っ手など 取っ手をレハーハントルヤノツンュハントル寺の開闭の谷易なも のとするなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするととも に、取っ手は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したも		□必須	□□選択		2. 7
	6 е		ドア内のガラス		○建具内にガラスを入れる場合は、安全ガラスなどを使用する。			(5) ドア内のガラス ガラスを入れる場合は、安全ガラスを用いるか桟付建具とするな ど安全性に配慮する。		□ 必須	□□選択		2.8
	7 a 7 a		スイッチ		○子供が使いやすいワイドスイッチの設置 ○子供でも手が届く床上900mm程度の高さに設置する。			(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッ チにすることにより、子供でも使いやすいものとする。		□選択	□□選択		2. 9
Re	v 7 b		コンセント	 ○子 防止	○子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属等を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。 ○妊婦の使いやすさに配慮し、床上400mm以上の高さにコンセントを設置することも有効です。			(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。	0	選択	□□選択		3. 5
	7 f			居室は子供が一日のうちの多くの時間を過ごし、いろいろな活動をします。そういった主体的な活	○住宅の規模、居室の数・用途等に応じて計画する。 (布団の収納やリビングでのおもちゃ類の収納等、使い方に配慮した収納スペースの設置)○住戸専有面積(注)の8%以上の面積を目安に十分な量を確保する		7 居室	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。 〈算定式〉 (S1+S2)/当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(㎡) ×(当該収納部分の高さ(cm)/180)		選択	□ 選択		4.0
	7 g	居室	室内物干しスペースの確保	動を促すためのスイッチ等の設置位置への配慮が大切です。 また、けがにつながるような要因を排除する必要があります。 あわせて、子供の成長による空間の使い方の変化をあらかじめ想定し、間取りの変更が可能となるような配慮をすることが大切です。	○雨の日などのため、室内に物干しスペースを設置する。○使わない時に取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しの設置が便利です。			7 居室	(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを 室内に設置する。		□ 選択	□選択	
Re	v 7 c			よりな配慮をすることが大切です。 加えて、子供の成長に伴い、家族の時間の過ごし方は変わります。家族の変化にも柔軟に対応でき る間取りとするなど、将来を見据えた計画とすることが重要です。	〇子供が衝突した際のけがを防止するため、柱、壁及び作り付け家具の出(で)隅(すみ)(注)部分における、面取り加工やクッションカバー装着等の措置を講じる。	4 運用状況による見直し		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分は、原則とし て、面取りを行い、やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等 に対する安全性に配慮した形状・仕上げとする。	0	□選択	□□選択		3. 3
Re	v 7 d		家具等の転倒防 止		○家具の転倒を防止するため、壁に付け長押を設置する等、家具転倒防止措置を講じる。	4 運用状況による見直し		(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることの できるような構造とする。	0	□選択	□□選択		3. 9
	d 7		クッション性の ある床材		○転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使用する。	4 運用状況による見直し		(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の 高い材料を使用する。		□選択	□ 選択		_
	7 е		間取りの可変性		○引き戸等による住戸内の間取り変更などが可能な構造とする。 ○部屋を分けて使用することを想定し、照明、配線、コンセント、ドア及び窓を配置する。			(8) 間取りの可変性 子供の成長や人数の変化に合わせて部屋を設けること等ができるよう、引き戸等により、住戸内の間取りの変更が可能となる構造とするなど、プランニング上の工夫を講じる。その場合、部屋を分けて使用することを想定して、あらかじめ照明、配線、コンセント、ドア及び窓の位置を配置する。		認定基	準としては削	除	3. 9
	8 a	バルコニー		バルコニーや窓などからの子供の転落を防ぐため、手すり周辺の設備の構造や配置に配慮が必要です。 す。 また、バルコニーは、洗濯機で洗えない汚れ物や靴の泥落としなど室内ではできない汚れ落としに 利用できるスペースでもあり、そのための設備の設置も有効です。	○物干し金物は、子供の足掛かりにならない位置に配置する。 ○避難ハッチは、子供が容易に開けられないよう、チャイルドロック等の安全機能が付いたものを 使用する。		8 バルコニー	(1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。 エ	©	□必須	□ □ 必須		2. 7
	8 b		スロップシンク の設置		○砂や土が溜まりやすいため、トラップの部分が掃除しやすい構造のスロップシンクを設置する。 ○スロップシンクは、よじ登って手すりから転落しないよう、手すりから600mm以上の距離を確保し て配置する。			(2) スロップシンクの設置 スロップシンクをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ登って手すりから転落することを防止するために、これらの設備は手すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措置を講じる。		選択	□選択		4. 3
								(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上 を確保する。		□選択	□□選択		2. 6
	9	住戸内通路及び 出入口		子供と荷物を抱えても無理なく通ることのできるよう、通路や出入口は適切な幅を確保することが必要です。	○住戸内通路の有効な幅員は、780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上 ○住戸内の出入口(※1)の幅員(※2)は、750mm(浴室の出入口にあっては600mm)以上		 住戸内: 9 路及び 入口	(2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口 (バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除		□選択	□□選択		3. 2

別表2-2 住戸内に関する基準 (単位空間別の基準)

		,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
	項番	項目	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全)	新築 必須で 該当す る部位 等がな い場合	花存・改修 必須当で 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	難易度評価(満点5)
	10 a	勾配等 住戸内階段	住戸内の階段において転倒・転落事故が発生する可能性があります。これらの事故を防止するため、階段の勾配・寸法等の形状や設備に配慮が必要です。 また、階段の上部など転落事故の危険が伴うと考えられる場所には、子供の進入を防止する対策が必要です。	○勾配が22/21以下で、けあげ(注1)の寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面(ふみづら)(注2)の寸法が195mm以上とする。回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とする。ただし、やむを得ない場合は、次に挙げる(1)~(3)を目安に設計する。(1)90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分(2)90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分(3)180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分 ()蹴込(けこ)み(注3)は30mm以下とする。		10 住戸内階	階段の部分 90及四世部分が踊り場から上る反以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回りではのの部分 (ウ) 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	©	□ 必須 □ □ :	選択	3. 1
	10 b	手すりの設置		○少なくとも片側(勾配が45度を超える場合は両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設置する。			(2) 手すりの設置 少なくとも斤側(勾配か45度を超える場合は両側)に、かつ、踏 面の先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設けられてい		□必須□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	選択	2. 7
	10 с	チャイルドフェ ンスの設置		○階段からの転落防止のため の上り口又は下り口に チャイルドフェンスを設置するか、設置可能な措置を講じる。			(3) チャイルドフェンスの設置等 転洛事政等、厄険か伴うと考えられる場所への子供の進入を防止 するため、チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設	0	選択 □	選択	3. 7
Add	11	テレワークスペース	社会状況の急激な変化により、在宅で勤務を行うテレワークが定着してきました。通勤に係る時間を削減できるとともに、子供の月齢によっては子供と付かず離れずの適切な関係を保ちながらテレワークを行うことで、ライフワークバランスの質の向上が見込まれます。	○子供の成長に応じて適切な距離感の確保が可能となるよう弾力的なプランニングにより必要な規模のテレワークスペースを確保する。 ○テレワークに必要な設備(照明、インターネット、WiFi、コンセント等)を整備する。	1 社会状況の変化 (新たな日常)	テレワー 11 クスペー ス	テレワークスペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備(照明、コンセント等)を整備する。		選択	選択	_
						12 その他	その他、子育てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。		□選択□	選択	3. 0

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

	項番	項目	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全)	新築 必須すで 該当部位な 等が場合い	既存・改修 必須で 必須で 該当す る部位 等がな い場合	難易度評価(満点5)
		転落防止・落下 物による危険防 止	直接外部に開放されている共用廊下や共用階段からの転落等を防止するため、適切な高さ等に手すりを設置することが必要です。 腰壁や窓台、手すりの横桟、その他足掛かりとなる物など等、足を掛かる部分があると、子供がよじ登って乗り越える危険性があります。乗り越えを防止するため、足掛かりとなる部分から手すりまでの高さにも配慮する必要があります。	○転落防止のための手すりの設置 (1) 手すりの設置高さ 次のアからウまでのいずれかとする。 ア 床面 (階段にあっては踏面の先端) から1,100mm (1,200mm推奨) 以上 イ 高さが650mm未満の腰壁等がある場合、腰壁等から1,100mm (1,200mm推奨) 以上 ウ 高さ650mm以上800mm未満の部分に腰壁等がある場合は、腰壁等から900mm以上 (2) 居住者の日常の利用に供する屋上の手すりの設置高さ 床面から1,800mm以上 (3) 手すり子の間隔 床面 (階段にあっては踏面の先端) 及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る) からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm(90mm推奨)以下 ○窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合における落下物による危険防止措置を講じる。 ○手すりの近くに、足掛かりとなる物などを常時設置しない。		を 転落 落下 が に 険防止	1) 直接外部に開放されている共用廊下及び共用階段等には、転落を防止するため手すりを設置し、安全性に配慮する。 「転落的止のにめの手すりは、次に掩げる基準に適合していることのの手すりは、次に掩げる基準に適合していることが1,200mm推奨)以上の高さに達するよう設けられていること。ただし、高さが650mm未満の腰壁等がある場合については、腰壁等から1,100mm(1,200mm推奨)以上の高さに達するよう設けられていること。また、腰壁等が高さ650mm以上800mm未満の部分にある場合については、腰壁等が高さ650mm以上の高さに達するよう設けるっと イ 手すり子が、床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm(90mm推奨)以下であること。 ウ 入居者の日常の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm以上の高さに達するよう設置すること。	©	□必須□□	□必須□	2. 5
	1						2) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、 落下物による危険防止措置を講じること。	0	□ 必須 □	□必須□	3.3
	2	転倒防止	雨の日は通路などの床や靴が濡れ、滑って転倒する危険があります。子供や妊婦が安全に利用できるよう床の仕上げ等に配慮する必要があります。	○玄関から道路に至る通路及び共用階段、共用廊下等の床面は、雨に濡れる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利用できるよう、滑りにくい材料を使用する。 ○共用廊下には転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設置し、手すり端部は壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しない構造とする。		2 転倒防止	玄関から道路に至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の 床の床面は、雨に濡れる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊 婦が安全に利用できるよう、滑りにくい材料を使用する。		□必須□□	□選択	2. 3
Add	3	衝突防止	子供の視野は大人に比べると狭くなるため、目の前の大きな透明ガラスに気が付かず、衝突してしまう可能性があります。割れにくいガラスの採用や、ガラスがあることを視覚的に知らせることなど、未然に事故を防止する配慮が必要です。	○エントランスホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガラスは、衝突による事故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突防止シールを貼る等の視認性を高める措置を講じる。	3 他自治体基準参照	3 衝突防止	エントランスホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガラスは、衝突による事故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突防止シールを貼る等の視認性を高める措置を講じる。		□必須□□	□必須□	_
Add	4	避難経路におけ る安全確保	災害時の避難の際、安全な場所への避難をより速やかに行うためには避難の支障となるものを、可能な限り取り除いておく必要があります。建具の取っ手をレバーハンドル形式など子供のほか誰でも使いやすいようにすることも有効です。		3 他自治体基準参照	避難経路 4 における 安全確保	避難経路にある建具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なものや、複雑な機構による形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使いやすいものとする。	0	□ 必須 □	選択	
Add	5	敷地内通行の安 全確保	住宅の敷地内はその状況により歩行者と車の動線が交差してしまうケースが発生します。子供の安全を考え、計画時から歩車道分離を念頭に置いて外構計画を行います。	○敷地内の歩道と車道は分離し、歩行者の安全を確保する。	3 他自治体基準参照	敷地内通5 行の安全確保	敷地内の歩道と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。		□選択□	□選択	
Add	6	防犯対策	防犯カメラを的確な位置に配置し、敷地内の死角を可能な限り無くすことにより犯罪の未然防止に 繋がることが見込まれます。	○防犯カメラの設置等の防犯対策を講じる。	3 他自治体基準参照	6 防犯対策	防犯カメラの設置等の防犯対策を講じること。	©	選択	□選択	_
							以下に例示するものなど、防災に関する対策を講じていること。				
			(*) 実味においてライフラインの復用の数極物次が供給されるまでの問。白字での仕近な継続するため。	○東京都LCP住宅の登録を受けている。 ○防災・災害対策を講じる(例:防災備蓄倉庫、防災井戸、マンホールトイレ、情報連絡版の設置			東京都LCP住宅の登録を受けている。		□ 選択	選択	
Add	7	防災対策	災害時においてライフラインの復旧や救援物資が供給されるまでの間、自宅での生活を継続するためには、防災マニュアルや防災訓練、備蓄等の防災活動による備えが重要です。 停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の非常用電源の確保(ハード対策)や、 防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組(ソフト対策)により、自宅で	など)。 ○水害等による浸水対策として、受変電設備、自家発電設備などの電気設備を上階に配置してい	1 社会状況の変化(防災)	7 防災対策	防災備蓄倉庫、防災井戸、マンホールトイレ、情報連絡版の設置 などの防災対策を講じている。		選択	□選択	
			の生活を継続しやすい集合住宅としておくことが安心に繋がります。	○浸水防止対策として、浸水経路にマウンドアップや止水板・防水扉などの対策を講じるとともに 土嚢の準備などを行う。			受変電設備、自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸水経路にマウンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土嚢の準備などを行っている。		□選択	□選択	
			地球担照ルによる信候を擽の出れが深刻され増土中 000の世中達につわぶて空南にわけて坐っる				省エネ・再エネ対策に関する対策を講じていること。				
Add	8	省エネ・再エネ対策	地球温暖化による気候危機の状況が深刻さを増す中、CO2の排出減につながる家庭における省エネ・再エネの取組は地球温暖化対策には必要不可欠です。 テレワークなどにより自宅で過ごす機会が多くなる中、エアコンの使用などで電力消費量の増加な ばが見るまれるなか。が多くなることが子根されます。第二章の原料の実施は電気体制減	○東京セロエミ任宅やZEH(ネット・セロ・エネルキー・ハワス)の認証を取停しているなど、 一定の断熱性能を確保している。 ○大陽光発電設備が設置されている。	1 社会状況の変化(環境)	省エネ・ 7 再エネ対 等	東京ゼロエミ住宅やZEHの認証を取得している。		選択	選択	
			どが見込まれるため、 が多くなることが予想されます。 省エネ・再エネの取組の実施は電気代削減 にも繋がります。	○蓄電池設備が設置されている。		東	太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じしている。		選択	選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

Ⅱ 建物を整備する際の配慮事項 2 共用スペース (2)単位空間別の配慮事項

									新築	既存・改修	Ķ.
	項番	項目	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全)	必須で 該当立 る部位 等がな合	る事	重で 首す 那位 難易度評価(満点5)
	1						(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、 段差を設けない経路とする(2階建ての場合は1階にある住戸から	0	□必須□□	選択	2. 3
	1			○各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路(注)として、段差を設けない経路とす		-	敷地外までの経路とする。)。 (2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝		□ 必須 □	□ 湿却	2. 5
	1			る(2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする)。 ○特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらないよう溝蓋を設置する。			蓋を設置する。 (3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保するものとし、				2. 0
		アフローア・共 日応下	子供は、歩き始めの乳児は転倒や激突などが起こりやすく、歩行が僅かな段差を認識しにくく、また、妊娠中の母親は足元が見えにくくなっています。	○敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保する。 ○高低差のある部分には以下により傾斜路を設置する。 (1) 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上、勾配は 1/12以下(傾斜路の高さが80mm以下の場合は1/8を超えない)とする。 (2) 傾斜路の高低差が160mmを超えるものは、手すりを少なくとも片側に、かつ、床面から800mmから850mmの位置に設置する。手すり端部は壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しない構造とす		アプロー 1 チ、共用	高低差のある部分には傾斜路を設けることとし、次の基準に適合していること。 ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとすることができる。,高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも片				
			転倒による事故を減少させるためにも、段差をなくす等の配慮が必要です。	る。 (3) 高低差が750mmを超える箇所に傾斜路を設ける場合は、高さ750mm以内ごとに踏幅が1,500mm以上の踊り場を設置する。		廊下	イ 側に、かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則として壁側又は下側に曲げたものとするなど 突出しないこと。	0	□必須□□	選択	2.8
				(4) 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平坦な部分を確保し、両側に側壁又は立ち上がりを設置する。 〇共用廊下には転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設置し、手すり端部は壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しない構造とする。			ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750 mmごとに踏幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。 「関料路の知品又は終品に、ヘビールーで早いり等か女王に停止できる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける				
	1						(4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則として壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。 地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場		選択	選択	3.3
Ro	ev 2	エレベーター		(3) 挟まれ事故防止のための機能完備 (4) 非常時に外部に連絡できる装置の設置 (5) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置 (6) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものを設置		2 エレベー ター	合は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。 かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。		□必須□□		既存不適格の場合、EV 改修と同時に実施する ケースが想定され、必須
			社会状況の変化に対応し、感染症のリスクを軽減するため、非接触型の設備を導入したエレベーターとすることも入居者の安心に繋がります。	○地震等非常時の利用者の安全確保のため、地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			(5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。				とするのはハードルが高 いため選択とする
A	ld 2			○感染症リスクの低減を目的とした非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを導入する。○エレベーターの設置がない場合は、共用玄関等敷地内に適切な広さのベビーカーが置けるスペー	1 社会状況の変化(防災)	-	(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。		□必須□	選択	1.7.co) Et/(2 4.5)
A	ld 2			スを確保するよう努める。	1 社会状況の変化(新たな日常)		(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。 (1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。		選択	選択	_
	3	共用階段 	地震や火災等の発生時はエレベーターが使用できない可能性があるため、共用階段は重要な避難経路となります。日常における利用も含め、転倒や転落が起きないよう、共用階段の形状や設備に配慮が必要です。 共同住宅の共用玄関は、ベビーカーを使用する人や子供を抱いた人が安全に快適に出入りできることが大切です。そのため、共用玄関は一定の広さやパリアフリー構造となっていることが必要です。居住者の利便性の観点から、宅配ボックスを設置しておくことも有効です。また、子供の救急時への備えをすることも重要です。	歴上又は直上階のみに通じる共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とする。 ○手すりを踏面からの高さが800mmから850mm程度の位置に設置。手すりの端部は200mm以上水平に伸ばし、原則として端部を壁面又は下部に曲げる。 ○2段手すりは、踏面からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置に設置する。 ○踊り場にも連続した手すりを設置する。 ○共用階段の照明は、段鼻等がはっきり認識できる照度、角度、位置に設置し、安全面を配慮し足元灯などの設置も検討する。		3 共用階段	ア けあげの寸法は200mm以下、踏面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は30mm以下とする。 イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避ける。 ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。			選択	2. 7 4. 0 2. 7
	4		加えて、不審者の侵入による犯罪も発生しているため、居住者以外が自由に出入りできない設備、 構造になっていることが重要です。	○共用玄関付近に郵便受けを設置(宅配ボックスの設置を推奨)○扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出入口にも自動施錠機能付きの鍵を備えたドアを設置する。○小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。			られていること。 カ 共用玄関の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の 共用出入口を自動施錠機能付きの鍵を備えたドアとする。 (2) 宅配ボックスを設置する。		選択	選択	2.5
A	ld 4			○受水槽、機械室等への子供の進入を防ぐ柵及び鍵の設置	3 他自治体基準参照		(3) 小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。		選択	選択	
	5		集合住宅には、屋上や受水槽など子供が進入すると危険な場所があります。危険な箇所に簡単に進入できないよう、柵の設置や鍵を設置する等の対策が必要です。	○屋上出口、避難ハッチ等は、子供が容易に開けられないように鍵の設置やチャイルドロック等の 安全機能が付いたものを使用することが望ましい。なお、避難計画については所轄の消防署と調整 を図ること。		危険個所 5 等への進 入防止	屋上、受水槽、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できないよう、柵の設置や鍵を設置する等の対策を講じる(消防の指導により設置できない場合はその限りではない)。	0	□必須□	□必須	2.6
	6	ごみ集積所	日常のごみは誤った処理をすると、臭いや景観の面から、他の居住者や近隣とのトラブルの原因になります。ごみ収集ルールを明確にするほか、必要な量に応じた適切な規模で、周辺にも配慮した位置に配置する必要があります。			6 ごみ集積所	所管の自治体と事前に協議を行い、居住世帯数や分別方法等に合わせたごみ集積所を設置する。 設置に当たっては、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等にも配慮した設計とする。		□必須□□	□必須	2.2
R	ev 7		集合住宅の出入口周辺に止めてある自転車が、歩行者や自動車の通行の支障になっているケースが 見られます。近隣の迷惑にならないよう、居住者の自転車は敷地内で管理する必要があります。	○各住戸につき2台以上を置くことができる自転車置場を設置する。 ○子供用の椅子を設置した自転車は重量があるため、平置きできるスペースを確保する。 ○いわゆる子供乗せ自転車は重量がありタイヤ幅が広いものもあるため、自転車ラックを設置する際は対応製品を採用するほか、別途平置きできるスペースの確保も検討する。 ○子供用自転車を置くスペースを確保する。 ○雨がかりを防ぐための屋根を付けた自転車置場を設置する。	2 経年更新、基準化等	7 自転車置場	所管の自治体において定めている設置基準等を満たした自転車置場に加え、子供用自転車等を平置きできるスペースを別途設ける。屋外に設置する場合は、屋根付とする。 所管の自治体に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置くことができる自転車置場を設置する。		□必須□	□ 選択	3.8
A	ld 8	ワーキングス ペース	社会状況の変化により、テレワークが定着してきました。しかし自宅でのテレワークは集中ができず効率が落ちてしまうことも考えられます。共用部にWiFi設備やコンセント等を備えたワーキングスペースがあると、快適に仕事を進めることが可能となります。また、個室、半個室などがあるとオン・オフの切り替えができ、より仕事に集中できます。	○複数の利用者が利用できる机や椅子を用意する。 ○セキュリティが確保されたWiFi等のインターネット環境や照明、コンセント等を設置する。 ○個室や半個室の設置や可動式パーテーションによる可変性の確保が可能なスペースを整備する。	1 社会状況の変化(新たな日常)	ワーキン 8 グスペー ス	ワーキングスペース等を設置する場合、以下に例示するようなものでワーキングスペース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 複数の利用者が一度に利用できる机、椅子 セキュリティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及 び照明、コンセント等の設備 ウ 個室、半個室や可変可能なパーテーション		□選択	選択	

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項番	項目	考え方	留意点	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全性)	新築	既存·改修	難易度評価 (満点5)
	子育で支援施設	子育で支援施設が建物内に併設されていると、子育で世帯にとっては非常に便利で助かるものです。 また、子育で支援施設では利用する親子の自然な交流を生み出し、良好なコミュニティの形成が期待できます。 子育てに配慮した住宅は、地域の子育で環境の向上に資することも目指しています。地域の子育で世帯も子育で支援施設を利用することにより、入居者同士のみならず、入居者と地域の交流が生まれ、地域のコミュニティが活性化することにより、地域全体の魅力向上にもつながります。	町村と連携を行っている団体もあり、とうきょう子育てスイッチ(注)による検索や区市町村の窓		子援育施	子育て支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を遵守すること。また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこと。なる、認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日付56福児母第990号。(以下「指導要綱」という。))に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守するとともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。		選択	選択	4. 3
Rev 2	キッズルーム	雨の日や寒い日等外遊びができないときでも、建物内に子供が遊べるスペースがあると、大変とても便利です。キッズルームがあると同世代の子供を持つ親同士が集まり、自然な交流を生み出す効果もあります。キッズルームの整備に当たっては、親の目が行き届き、家具や設備、遊具などのけがの防止等安全性に配慮することが必要です。また、キッズルームの設置に当たっては、一般住宅部分と動線や配管等を明確に分離する等の配慮が必要です。将来、入居世帯の構成が変化し、キッズルームとしての用途では利用されなくなるすることのなくなるケースも考えられます。将来のニーズの変化を想定し、他の用途への転用が可能となるような平面、設備計画とすることも必要です。	(4) 壁等の出隅の面取り ○授乳やおむつ替えのできるスペースの確保 ○共用トイレの設置 ○テーブル、椅子等の歓談用の家具の設置 ○本、おもちゃ等の収納家具、スペースの設置 ○施設の用途により関係する法令等の定めがある場合は、それぞれの法令等を遵守する。	4 運用状況による見直し	キッズルーム	キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。ア 授乳やおむつ替えのできるスペースイ 共用トイレウ テーブル、椅子等の歓談用の家具エ 本、おもちゃ等の収納スペース		選択	選択	4. 2
Rev 3	集会室や交流スペース	初めて子供を持つ親は孤立しがちです。集会所や交流スペースを活用した子育て世帯同士の新たな交流の創出は、子育て世帯の孤立化を防ぐことや、子育てに関する情報共有のためにも非常に重要です。 また、子供の健やかな成長には多様な世代との豊かな交流も非常に重要です。集会所や交流スペースは多世代がコミュニケーションをとれる場としての活用も見込めます。	○室内外の仕様 以下に示すもののほか、本ガイドラインに掲載されている事項を目安にする。 (1) 滑りにくい床仕上げ (2) 危険個所等へのフェンス、鍵の設置 (3) 指挟み防止措置を講じたやドアクローザー、ドアストッパー等を備えた建具の採用 (4) 壁等の出隅の面取り ○施設の用途により関係する法令等の定めがある場合は、それぞれの法令等を遵守する。 ○施設利用者の種別により一般住宅部と分離した動線を確保する等の措置を講じる。 ○キッズルームを兼ねる場合は、前ページに掲載されている事項にも配慮する。 サービスの提供例 ○近隣保育施設と連携した育児相談や一時預かりサービス ○入居者向けのイベント ○入居者間や地域、多世代交流等の取組 ○子育て支援サービスの情報提供(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の実施など)	4 運用状況による見直し	集会室や交ペース	集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表2 及び別表3の規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守すること。 集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。その場合は前項の基準を満たす。		選択	選択	4. 2
4	屋外スペース	敷地内に子供が安全に遊ぶことができる屋外スペースがあると、ちょっとした時間でも親が見守りながら子供を遊ばせることができます。 また、菜園スペースがあると、共同で野菜を育てることを通じた居住者同士の活発な交流を生み出す効果もあります。 屋外スペースでは、子供同士、親同士の活発な交流を生む様々な取組を行うことにより、居住者の良好なコミュニティ形成の促進が期待できます。	○ベンチや日陰スペースの設置○植栽、芝生、花壇等の配置による緑化の推進○施設の用途により関係する法令等の定めがある場合は、それぞれの法令等を遵守する。	4	屋外ス	 (1)屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。ア砂場や滑り台イ共用の手洗い場やトイレウベンチや日陰スペース工植栽、芝生、花壇 (2)住民同士で野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。ア散水や手洗いのできる水栓イ共用道具を収納する物置ウ収穫した作物を調理する設備 			選択	

ガイドライン、認定基準の改訂検討表

Ⅳ 1 住宅計画時における配慮事項 d 子育て支援サービス提供者等との連携 へ移行統合

別表 5 子育て支援サービスの提供に関する基準

別表7 1 住宅計画、募集から入居までの配慮事項 (3)子育て支援サービスの提供における配慮 へ移行統合

Ⅲ 子	育て支援施設等の設置及び	子育て支援サービスの 提 供に関する配慮事項□			別表5 子育	育て支援サービスの提供に関する基: (3)子育・	(3)子育て支援サービスの提供における配慮 へ移行統合			
項	番 項目	考え方	留意点	変更理由	項目	基準	里安度 (子供の安全性)	新築 既存·改修 難易度評価(満点5)		
Rev	その他子育て支 援サービスの提 供・連携	子育て世帯が、安心して子供を生み育てられるには、必要な時期に適切なことが必要です。子育て支援施設等が建物内に併設されていれば、施設のい手になってもらうことが期待できます。子育て支援施設等が併設されて子育て支援サービス提供者と連携することで、支援を受けやすくすること	運営者に子育て支援の担 〇近隣保育施設と連携した育児相談や一時預かりサービス いない場合でも、外部の ○近隣医療施設と連携した夜間診療や訪問診療	し、利用に関する費用、契約期間、 われるよう配慮すること。 4 運用状況による見直し IV 2,3 子育で支援情報等の提供 へ移行統合	子育て支 1 援サービ スの提供	以下に例示するものなど、子育て支援サービスのを提供等ことすること。 子育て支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類 関係法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該 スの所管となる自治体と事前に協議を行うこと。 (1)	によりサービスの実施の提供	□ 選択 □ 選択 4.(

ガイドライン、認定基準 改訂検討表

別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項番	項目	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準	重要度 (子供の安全性)	新築	既存·改修 難易度評価 (満点5)
	該当なし				区市町村 1 からの意 見の反映	十月(又抜り一亡ろ旋供に鬨りる息兒を以吹しし、十月(又抜他		選択	□ 選択 3.7

IV 計画時及び管理・運営に関する配慮事項

別表7 管理・運営に関する基準

	ていて 生 と 性 と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に と に に い に に に に					, .	・・連名に関する基準	重	要度	7 to 71 to 100	
項番	項	立地の適格性に	考え方	具体例、整備の目安 ○周辺の土地利用や街並み等を把握する。住宅地として良好な環境が保たれている地域が望ましい。	変更理由 項	, E	基準	(子供の	安全性) 新築 既	存·改修 難身	易度評価(満点5)
a		ついての調査		○交通、防犯、防災に係る安全性等が確保されていることが望ましい。○地域の子育て支援施設に関する情報を把握し、子育てに必要なサービスが十分あることを確認する。○住宅事業者が、土地所有者や分譲マンションの販売者等に対して、子育てに配慮した住宅の特性							
b		土地所有者等へ の十分な説明 地域への情報提		について十分に説明し、理解を得た上で計画することで、地域との関係づくりにも良い効果が期待できる。 〇町会や自治会等を通しての説明や、近隣住民向けの説明会の開催等により、地域住民に対して子							
С		供		育てに配慮した住宅を建設することについて情報提供を行い、理解を得ること。 〇子育て支援施設の運営や子育て支援サービスの提供に当たってはその内容により専門的な知識が 必要となる。そのため、計画早期の段階から公的機関との調整や子育て支援サービス提供者等に相							
			子供が健やかに育つためには、住宅は安全であるとともに、子供が主体的に行動できる環境がある ことが大切です。安全を重視する余り、子供を外に出さないようにしたり、また、トラブルを防ご	談を行う等、連携を図ることが必要である。 〇子育てに配慮した住宅が子育て世帯にとって住みやすい住宅として地域に根付いていくために は、住宅事業の運営と子育て支援サービスの運営が共に安定的に実施されていくことが重要であ							
			うとする余り、厳しくルールを定めれば、子供の主体性をそぎ、社会性を身に付けることを阻害することになります。 子育てにとって望ましい住宅には、ハード面におけるバリアフリー化と、管理運営面に係る安全の	とが必要である。 〇子育て支援サービス提供者の中には、子育て応援とうきょう会議の協働会員や区市町村と連携を							
Rev d	住宅計画時における配慮事項	ビス提供者等と	確保、さらには、居住者が中心になったコミュニティ活動による見守り等の取組がなされることが 求められます。そして、このような環境を維持していくためには、住宅事業者や管理会社等が一定 程度支援していくことはもとより、居住者が主体的に関わっていくことが重要です。	「行っている団体もあり、とうきょう子育てスイッチによる検索や区市町村の窓口紹介等を通じて、 子育て支援サービス提供者を検討することも可能である。 ○サービスの内容によっては、サービス提供者と契約書を締結し、利用に関する費用、契約期間、							
	() 分配燃 ヂ***		また、子育て世帯が、安心して子供を生み育てられるには、必要な時期に適切な子育て支援を受けられることが必要です。子育て支援施設等が建物内に併設されていれば、施設の運営者に子育て支援の担い手になってもらうことが期待できます。子育て支援施設等が併設されていない場合でも、	サービスの提供頻度等を取り決め、サービスの提供が円滑に行われるよう配慮すること。 サービスの提供例 〇近隣保育施設と連携した育児相談や一時預かりサービス							
			外部の子育で支援サービス提供者と連携することで、支援を受けやすくすることができます。 中心的な担い手となることが必要です。住宅を計画する段階から、 更に、居住者同士のコミュニ ティに対する意識相互扶助の機運かそ育てに配慮した住宅に住み続けていくことによって高まって	○近隣医療施設と連携した夜間診療や訪問診療 ○ベビーシッターなどの訪問保育サービス ○子育てに関する電話相談実施団体と連携した相談サービス ○入居者向けのイベント ■ 5 20 (株え充て末坪井・ドスの担保) 本機							
e		設計における建 築的配慮	いくような計画上の配慮を行うことが呈まれます配 慮して計画しなければなりません 。	□ 5 その他子育で支援サービスの提供・連携 ○入居者間や地域、多世代交流等の取組 ○本ガイドラインに基づき建築的配慮を行い設計する。 ○区市町村と十分な協議を行い、住宅、併設施設等に係る規定等を遵守する。	男 から移行統合 Bank Bank Bank Bank Bank Bank Bank Bank						
		宋中J自L思	Ⅲ 5 その他子育て支援サービスの提供・連携 から移行				(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、丁頁(世帝の八月 レ	古への配慮をするこ			
f		入居要件の設定 における配慮		○子育て世帯が安心して住むことができるよう、入居者応募について を 子育て世帯を優先する に限ることも有効である。 ○低層階を子育て世帯向けとし、それ以外の階をその他世帯向けとすることなども、居住者間のトラブル防止等を図る上で有効である。	運用状況による見直し		ア 入居世帯の一定数以上を 者は 子育て世帯 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をそ		□選択□	〕選択	4. 3
		(-1-1)		○入居要件等設定の要否については、住宅の運営計画において十分に検討した上で判断をする必要			ウ 子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける				
				がある。			(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提信	<u></u> 供すること。			
				○子育て世帯のみの募集期間を設ける等、子育て世帯が優先的に入居できるよう配慮することが望ましい。			ア 入居者募集時				
				○募集・販売広告や住宅情報誌、住宅事業者のホームページ等に子育てに配慮した住宅についての情報(子育て支援施設の併設、子育て支援サービスの提供、住宅内の子育てに配慮した設備や地域の子育て支援情報等)を掲載する。			(ア) 子育て支援施設の併設、子育て支援				
		入居者募集時の		なお、多くの場合、子育て支援施設や子育て支援サービスを運営するサービス提供者は住宅事業者 と異なるため、子育て世帯にその内容が適切に伝わるよう、関係者が連携し、提供する情報を分かりやすく取りまとめる必要がある。			育て支援のための設備の工夫、地域 どを募集・販売広告やホームペーシ				
а		情報発信における配慮		○認可保育所等入所選考が一般公募となる子育て支援施設を併設する場合は、居住者優先入所制度 等はないことを確実に説明することが必要である。			(イ) 認可保育所等入所選考が一般公募との併設の場合、居住者優先入所制度に説明する。				
				○子育て世帯以外の世帯の応募があった際は、当該住宅が子育てに配慮した住宅であることを説明			(ウ) 子育て支援施設を併設する場合は、 体にて定めるルール等を説明する。				
				するとともに、様々な構成の世帯が住むことによるメリット(例:多世代交流イベント等によるコミュニティの醸成)にも触れることで、子育て世帯以外の世帯も安心して住むことができる住宅であることを説明する。			(エ) 子育て世帯以外の世帯の応募があっ が子育てに配慮した住宅であること	とを説明する。			
			入居者募集の際には、子育て世帯に対して、「子育てに配慮した住宅」を知ってもらい、入居を促 すための情報発信が必要です。	また、既存住宅の空き家において子育て世帯を募集する場合は、既存の居住者へ事前に説明しておくことが望ましい。			(オ) 既存住宅の空き家で認定を取得し、 る場合においても、既存の居住者に 募集する旨を周知する。 イ 入居者契約時		□ 必須 ※	□ 必須 ※	3. 4
2	入居者募集時に おける配慮事項		また、子育て支援施設等を併設する場合や、子育て支援サービス提供者と連携して情報提供する場合には、子育て支援施設、子育て支援サービス、子育てに配慮した設備等を活用してもらえるよう、必要とする世帯に対して適切なタイミングで情報を伝えることが必要です。	○入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明することが必要である。 ○入居者が子育て支援施設や子育て支援サービス等の利用を希望する場合に、別途利用契約等を締			(ア) 入居者募集時に情報提供した各種情 資料等により分かりやすく説明する (イ) 入居者が子育て支援サービスの個別	5 .			
			and the first of t	はおすることが必要な場合があるので、入居契約時に、サービス利用契約がスムーズに行えるよう、 宅地建物取引業者と子育て支援サービス提供者が連携することが望ましい。 ○特に居住者同士又は近隣とのトラブルが発生しがちな共用の自転車置場、ごみ出し等について	I 15	宅計	要がある場合、関連事業者が連携し 約時に当該契約が締結できるよう配	ン、売買契約や賃貸契 記慮する。			
		入居者契約時の		は、事前に世帯ごとの駐輪位置を定めたり、ごみの収集日や収集方法のルールを入居時に確実に説明を行い、適切に管理していくことが必要である。 ○多数の人が集まる集会室やバーベキューコーナー等を設ける場合は、使用に当たっては、「人と	1 か	、募集 ら入ので 事項	(ウ) 自転車置場やごみ集積所等共用部分等やごみ出しのルールを定め、確実	実に説明する。			
Rev		情報提供における配慮		人との距離の確保」など基本的な感染対策を講じるほか、状況に応じた対応を徹底することが必要である。 また、騒音、振動、臭気等の発生に十分注意し、責任者を明確にするとともに、使用方法、使用時 1 **		事 次	集会室やバーベキューコーナー等を (エ) 任者を明確にするとともに、使用力 負担等の基本的事項のほか、「人と など基本的な感染対策や、状況に応	方法、使用時間、費用 こ人との距離の確保」			
				間、費用負担等についてのルールを設定することが必要である。 また、近隣トラブルを防止するため、運用を開始する前に、近隣住民に対し十分に説明を行い、理 解を得ることも必要である。			ことをルールを定め、確実に説明すまた、運用開始前に近隣住民に対し	ける。			
Rev				○子供の遊び場であるキッズルームや屋外スペース等では、特に事故防止 のため に加え、基本的な 感染対策を講じることや、状況に応じた対応を徹底することなど、使用方法や使用時間等のルール を明確に定め、入居時から確実に伝えることが必要である。これらのルールは、親から子供に確実	社会状況の変化(新たな日常)		(t) キッズルームや屋外スペースなど、 ては特に事故防止に加え、基本的な とや、状況に応じた対応を徹底する				
				に伝えてもらうとともに、子供にも分かりやすい掲示を行うなどの工夫をすることも必要である。 〇子育て世帯の入居者に対し、区市町村の子育て支援施策やサービス等に関する情報提供を行うこ			や使用時間等のルールを定め、確実				
c		入居者への子育 て支援情報等の		とで、安心して暮らすことができるよう支援する。 また、地域の子育て支援団体の協力を得て、地域の子育て関連情報を提供してもらうことも有効である。							
		佐供		○子育て世帯以外の入居者に対しても、この住宅が子育て世帯を応援する住宅であることを十分に 周知し、多世代が交流することは子育て世帯だけではなく双方にとってメリットがあることを理解 してもらうよう努める。			(3) 子育て支援サービスの提供 における配慮	別著	表5 1 子育て支援サート	ごスの提供:	から移行統合
							以下に例示するものなど、子育て支援サート こと すること 。 子育て支援サービスの提供に当たっては、				
							関係法令、基準等を遵守するとともに、必要の所管となる自治体と事前に協議を行う、 近隣保育施設等と連携した育児相談や一	要に応じて当該サービ			
nev							(1) 提供 (2) 近隣医療施設等と連携した夜間診療や記 (3) ベビーシッターなどの訪問保育サービス	訪問診療などの実施			į
							(4) 子育て等の電話相談実施団体と連携した(5) その他子育て支援サービスとして知事な	た相談サービスの提供	選択	選択	3. 4
							子育で支援サービスの提供についての必要が レ ア サービス提供に当たり、必要に応じて	費用負担や運用ルール			
							を定めること。特に共用部分の使用ルー確実に定めること。 イ 子育て支援サービス提供者と提携したサ	サービスを利用する際			
				16 / 17 ページ			は、提供先と契約書を取り交わし、利用 期間、サービスの提供頻度等を取り決&				

IV 計画時及び管理・運営に関する配慮事項 別表7 管理・運営に関する基準

IV	計画時及び管理・運営に	- 関する配慮事項		別表7 管理・運営に関する基準						
	項番	項目	考え方	具体例、整備の目安	変更理由	項目	基準 重要度 (子供の安全性)	新築	既存·改修	難易度評価 (満点5)
	а	基本的なルール の継続的な周知 徹底		○自転車置場の駐輪位置、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、屋外スペースの使用方法等については、基本的なルールを定め、掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくことが必要である。 ○子供の出す騒音についても、居住者全体に対し、配慮すべき事項として継続的に周知を行っていくことが必要である。			(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、継続的に周知していくこと。	□ 必須	□ 必須 ※	2.4
		居住者が主体と なったルールづ くり	て、そのルール等を継続的に周知していくことで、居住者にとって安心して日常生活を送るために当然のこととして身に付いていくようになっていくことが重要です。また、そのきっかけとなるような機会を定期的に設けていくことが有効です。なお、賃貸住宅については、常駐の管理人がいない場合があることにも配慮が必要です。	 ○普段からお互いに顔の見える関係をつくることで、快適に過ごすことが可能となる。 ○基本的なルールに基づき管理・運営を適切に行っていく中で、良好なコミュニティの形成が主体的に図られていく過程で自然に形成されていくルールについて配慮していくことも大切である。 ○新規に転入してきた人が、安心して日常生活を送るために、共用スペースの利用方法等について理解してもらうための機会を設ける。まずは、基本的な管理・運営に関するルールを新旧住民間で共有することが大切である。 		安心して 日常生活 2 を送るた めの配慮 事項	別表5 1 子育で支援サービスの提供	から「情報:	提供」のみれ	多行統合
	С	入居者への子育 て支援情報等の 提供子育て支援 情報等の継続的 な提供		○子育てに関する相談窓口等の様々な情報提供を行うための仕組みを構築する。例えば、区市町村の子育て担当部局、子育て支援施設、子育て支援に取り組んでいるNPO等団体の取組内容や連絡先などの情報提供を行う。 ○情報提供の主体は、管理会社、住宅事業と連携して子育て支援サービスを提供する団体、居住者による組織等が考えられる。			(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子 育て支援情報など子育てに関する様々な情報を掲示板への掲示や 回覧等で定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこ と。	□ 必須	□ 必須	3. 3
Rev	a コミュニティの 醸成のための配 慮事項		子育では、住宅の中だけで完結するものではなく、地域社会との関わりによって、より充実したものになります子供は地域社会での体験を通して健やかに育ち、地域活動の担い手となっていくものです。住宅の中にコミュニティが形成されていることによって、子供の教育や安全の確保に繋がり、親の安心にも繋がっていきます。また、親同士の情報交換も円滑に行われていきます。子育でに配慮した住宅を建設するときには、住宅内のコミュニティはもちろんですがだけでなく、地域コミュニティも意識した取組を検討することがて企画することが必要であり、建設後も居住者と地域との関係づくりが促されるように配慮していくことが大切です。なければなりません。	○居住者間の交流の機会を創出するために様々なイベント等を開催することは、コミュニティが形成されていくきっかけとなる。当該住宅の掲示板、回覧板、居住者向けのホームページ、管理組合の会合などを通じて、イベントの開催告知や子育てに必要な情報を発信、共有していくことなども当該住宅居住者のコミュニティ形成のきっかけの一つとなる。なお、イベント等の開催に当たっては、「人と人との距離の確保」など基本的な感染対策を講じるほか、状況に応じた対応を徹底することが必要である。 ○コミュニティ形成の取組を行っている関連事業者への委託を導入することも有効であるが、事前に運営計画等について十分に検討することが必要である。 ○コミュニティ形成のための取組に係る経費の取扱いについては、その取組の内容や対象者等に応じて適切に支出するなど、十分に注意することが必要である。 ○ウェルカムパーティ ○共有スペースを活用した絵本の読み聞かせ会 ○不要になった子供用品の貸し借り会、フリーマーケット ○子育ておしゃべり会、パパ会、ママ会親子ブランチパーティー	1 社会状況の変化 (新たな日常) 4 運用状況による見直し 1 社会状況の変化 (防災) 1 社会状況の変化 (新たな日常)	コテ成の配慮の配慮	(1) 入居者間の交流の機会の創出	□ 必須※	必須※	4. 0
Rev	b		ものです。コミュニティ形成のための伴走支援など、住宅や地域の特色を踏まえた支援を必要な期間において受けることも効果的です。 居住者同士、ご近所同士が顔の見える関係になっていれば、トラブルがは発生しにくくなる傾向があります、また、防犯、防災の観点からも助け合いがしやすくなり、特に防災面において、子育て世帯は避難弱者になりやすいことから、共助の関係性が醸成されることで、住民や地域の防災力の強化 魅力の向上 につながります。	 ○当該住宅の所在する自治体や町会、自治会、子供会等、地域との連携体制を構築し、当該住宅を地域に開かれたものにしていくことも大切である。子育て世帯が多く居住することによる安心感・連帯感の形成や地域の方との交流の実現は、地域の魅力向上につながり、住んでみたい街というイメージの浸透による人口の増加や地域の治安の更なる向上等の効果も期待される。 ○新築の場合には既存の地域コミュニティへ参画することとなるため、当初は事業者によりそのきっかけつくりを行うことが有効である。取組を誘導する ○コミュニティ形成のための取組に係る経費の取扱いについては、その取組の内容や対象者等に応じて適切に支出するなど、十分に注意することが必要である。 ○地域の方も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント ○町会、自治会、子供会等が主催すると連携した防災活動、防犯活動ほか様々な取組への参加 ○地域で活動しているNPO等と連携した地域交流イベント ○WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成のためのイベント等 	1 社会状況の変化 (新たな日常)	項	(2) 地域の人との交流の機会の創出 以下に例示するものなど、地域の人との交流の機会を創出する。 地域コミュニティとの交流のきっかけをつくることを目的として、以下の例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ア 地域の人も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント 町会、自治会、子供会等が主催すると連携した防災活動、防犯活動のほか様々な取組への参加 ウ 地域で活動しているNPO等と連携した地域交流イベント エ WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成のためのイベント等	選択※	選択 ※	3.9